

知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史
弁理士

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16

東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)

FAX 03(5255)5675



2016・12・10

「ニコニコ動画」のダウンゴ▽東京地裁▽ 動画コメント表示特許で提訴

動画配信サービス「ニコニコ動画」を運営するダウンゴは、ネット動画に表示されるコメントのプログラムの特許を侵害されたとして、動画サイトなどを運営する米国「FC2」など2社に対し、特許侵害の差し止めと損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提起したと発表した。

ダウンゴは、FC2が提供するコメント機能付き動画配信サービス「FC2 動画」「FC2 ひまわり動画」「FC2 Saymove!」において、ダウンゴの保有する特許権が侵害されている主張。各サービスにおけるコメント表示用プログラムの譲渡、生産、使用などの差し止めや損害賠償を求め、FC2とホームページシステム（日本）を共同被告として提訴した。

ダウンゴが運営するニコニコ動画は、ユーザーが打ち込んだコメントが動画や生放送の画面上に流れる機能が特徴。一方、FC2が運営するFC2動画などでも視聴者がコメントを書き込める機能が付いている。

特許審査の事例紹介▽特許庁▽ IoT関連技術の審査基準を公表

「モノ」がネットワークと接続されることで得られる情報を活用し、新たな価値・サービスを見いだす技術（IoT=Internet of Things=関連技術）の研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでいるとして、特許庁調整課審査基準室が「IoT関連技術の審査基準等について」（平成28年11月 特許庁）を公表した。

「特許になる発明」、「特許請求の範囲と明細書等」、「特許出願の審査の流れ」と、特許制度の概要を説明した上で、「IoT関連技術における審査基準」が説明され、「IoT関連技術の特許審査の事例」が紹介されている。

「IoT関連技術の特許審査の事例」で紹介されているものには次のようなものがある。

「ネットワークを介して外部サーバと通信可能な電気炊飯器の動作方法」

「配車サーバと、配車希望者が有する携帯端末と、無人走行車とから構成される無人走行車の配車システム」

「ウェアラブルセンサ、健康管理サーバ、端末装置から構成される健康管理システム」

「三次元移動が可能なドローン装置によって、見守り対象を見守るドローン見守りシステム」

「画面インターフェイス及びGPS機能を有する腕時計型デバイスと、当該腕時計型デバイスとネットワークを介して通信可能な情報配信サーバとから構成されるランニング支援システム」

「複数の車両が備えるワイパーに装着されたワイパー動作センサ、及び前記ワイパー動作センサとネットワークを介して接続される分析サーバを備える豪雨地点特定システム」などが紹介されている。

IoT関連技術

▽特許庁▽

特許分類を新設、横断検索が可能

特許庁は、世界に先駆けてIoT関連技術の特許分類を新設したと発表した。横断的な分類である「広域ファセット分類記号」(ZIT)を新設し、日本の特許文献に対して付与を行う。広域ファセット分類記号とは、各分野にまたがり横断的な観点から文献収集(検索)を可能とするもので、超電導技術(ZAA)、環境保護技術(ZAB)、電子商取引(ZEC)などがある。

これによりIoT関連技術について、2017年から順次、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)を通じて特許事例の網羅的な収集・分析が可能となり、IoT関連技術に関する特許取得の予見性が高まると期待されている。

特許出願には、出願の技術内容の仕分けのために特許分類が付与されている。特許分類は、先行文献の調査を効率的に行うためや、技術開発動向の把握のツールとして重要だが、これまで、IoT関連技術に関する特許情報を網羅的に収集可能な特許分類は存在していなかった。

このため特許庁では、世界で初めてIoT関連技術の特許分類(ZIT)を新設した。ZITは、「モノ」がネットワークと接続されることで得られる情報を活用し、新たな価値・サービスを創造する技術に付与される。

解説

進歩性の判断 (動機付け、阻害要因)
 審決取消請求事件 知的財産高等裁判
 所 平成28年 (行ケ) 第10009号
 判決言渡 平成28年10月26日

第1 事案の概要

原告は、発明の名称を「加湿機」とする特許第4666516号(本件特許)の特許権者である。被告は、本件特許の請求項1乃至4に係る発明について特許無効審判を請求した(無効2014-800202号)。特許庁は、「特許第4666516号の請求項1~3に係る発明についての特許を無効とする。請求項4に係る発明についての審判請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)を下した。原告が、本件審決のうち、請求項1~3に係る部分の取消しを求める本件訴訟を提起したものである。本判決では審決の容易想到性の判断に誤りがあるとして本件審決が取り消された。

ここでは、特許請求の範囲の請求項1(本件発明1)の容易想到性の判断に関する部分のみを紹介する。

本件審決では、本件発明1について、本件発明1は、特開2006-71145号公報に記載された発明(引用発明)及び引用例2(特開2002-147799号公報)に記載された技術事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであって、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないものであり、本件発明1に係る特許は無効にすべきものであるとしていた。

第2 判決

1. 特許庁が無効2014-800202号事件について平成27年12月9日にした審決のうち、特許第4666516号の請求項1ないし3に係る部分を取り消す。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

審決が認定した本件発明1と引用発明との相違点

本件発明1では、トレイ水位検知部が「水不足の水位」に達したことを検知し、制御部が「前記送風機を回転させている加湿運転中に前記トレイ水位検知部から検知出力を受けたとき、所定時間が経過するまで前記送風機の回転を継続させる」のに対して、引用発明では、フロートスイッチ14の「第1の基準位置における接点」が「水面高さが第1の基準位置H1より低くなると」オフになり、CPU10が「タンク挿入部41の水面高さが第1の基準位置H1より下がると、水蒸気発生回路18を介してファン20を停止」する点。

相違点についての容易想到性の判断

- (a) 引用発明における「第1の基準位置H1で検知する水位」とは、液体収容部における液量不足の判断基準となる液面高さ(水位)であり、加湿部が適正に加湿空気を生成するために必要な液面高さの下限位置(水位)であって、液面高さ(水位)がそれより低くなったことが検出されると加湿部の動作が停止されるものである。
- (b) 引用例2における「一定の水位」は、それを下回る水位でも加湿機能が適正に動作して加湿空気を生成することができ、それを下回る水位が検出された後も加湿機能の動作を行わせることを前提とするものであるということが可能である。

(c) 引用例2に記載された技術事項における、給水部の水位を検知する検知装置が検知する「一定の水位」は、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置における接点」とは、水位の性質、すなわち、それを下回る水位でも加湿機能が適正に動作できるか否か及び加湿機能の動作を行わせることを前提としているか否かという点において、明らかに相違する。

(d) 引用例2の「一定の水位」は、フロートスイッチ14の「第1の基準位置における接点」とは水位の性質(それを下回る水位でも加湿機能が適正に動作できるか否か及び加湿機能の動作を行わせることを前提としているか否かという点)において明らかに相違し、かつ、引用発明には、上記性質において共通する「第2の基準位置H2における接点」が既に構成として備わっているにもかかわらず、引用発明において、フロートスイッチ14の「第1の基準位置における接点」を引用例2の「一定の水位」を検知する構成に置き換える動機付けがあるということではできない。

(e) さらに、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置H1における接点」を、引用例2に記載された技術事項(それを下回る水位が検出された後も加湿機能の動作を行わせることを前提した「一定の水位」を検出対象とするもの)に置き換えると、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置H1における接点」は、液面高さが「第1の基準位置」を下回ったことを検出しても加湿機能を引き続き動作させることになるから、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置H1における接点」に係る構成により奏するとされる、加湿部の動作を自動的に停止して液体収容槽の液体の残量がないときにファンを無駄に動作させることを防止できるという効果(【0009】)は、損なわれることになる。

(f) そうすると、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置H1における接点」を、引用例2に記載された技術事項である、「一定の水位」を検知する構成に置き換えることには、阻害要因があるというべきである。

第4 考察

特許庁が公表している特許審査基準では、進歩性の判断について、請求項に係る発明と主引用発明との間の相違点に対応する副引用発明があり、かつ、主引用発明に副引用発明を適用する動機付け(①技術分野の関連性、②課題の共通性、③作用、機能の共通性、④引用発明の内容中の示唆など)があり、進歩性が肯定される方向に働く事情(有利な効果、阻害要因(例えば、副引用発明が主引用発明に適用されると、主引用発明がその目的に反するものとなるような場合など))がない場合は、請求項に係る発明の進歩性が否定されるとされている。

本判決では、主引用発明に副引用発明を適用する動機付けがなく、また、副引用発明を主引用発明に適用することには阻害要因があるとして、「本件発明1は、引用発明において、引用例2に記載された技術事項を適用することにより、容易に想到することができたということではできない」とされた。

実務の参考になる部分があると思われるので紹介した。以上

必須特許で独禁法違反を認定 BDメーカーの取引を妨害

■公正取引委員会■

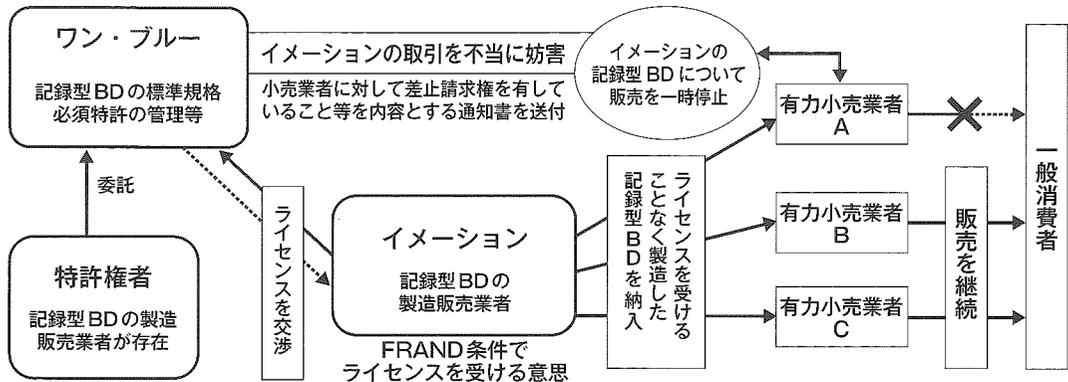
公正取引委員会は、ブルーレイ・ディスク (BD) の特許権を巡り、BDの標準規格必須特許を管理する米国法人「ワン・ブルー・エルエルシー」が、競争相手の取引を不当に妨害したとして、同法人の独占禁止法違反(競争者に対する取引妨害)を認定したと発表した。違反は既になくなっているとして、排除措置命令は出さなかった。

公取委によると、BDメーカーなどは、多くの機器で使用できるよう規格を設定。BD標準規格必須特許について他の者に公正、妥当かつ無差別な条件(FRAND「fair, reasonable and

nondiscriminatory」条件)でライセンスすることを認めると表明した上で、ワン・ブルー社に管理を委託している。

しかし、ワン・ブルー社は、BDを製造販売する「イメーション」が公正なライセンス料を支払う意向を表明しているにもかかわらず、2013年6月、イメーション社のBDを販売する国内の小売業者3社に対し、「製品はライセンスを受けておらず、差し止め請求権がある」とする通知書を送付した。特許権者が法的措置を取ると思わせる内容から小売業者1社は2015年3月までイメーション社のBDの販売を停止した。

ワン・ブルー社は2012年ごろ、イメーション社と特許使用料について交渉を開始したが、交渉は難航していた。公取委は、イメーション側がFRAND条件を前提として交渉に応じる中、ワン・ブルー社が小売業者に通知を出したのは、独禁法が禁じる「競争者に対する取引妨害」に当たると認定した。



■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト ■

研究開発減税の対象 「サービスの開発」も

■政府、2017年度税制改正■

政府・与党は2017年度の税制改正で、企業の研究開発を支援する政策減税の対象に「サービスの開発」を加える方針を固めた。

企業の研究開発にかかった費用を一定の割合で法人税から差し引ける「研究開発税制」の減税対象を拡大する予定。

現行の租税特別措置法では「製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明にかかる費用」が研究開発減税の対象となっているため、これまで自動車や電機、製薬などの製造業の利用が9割近くを占めている。

政府・与党は今後、ITを活用したサービスが経済成長の柱になるとみて、来年度の税制改正では、情報システム、インターネットなどの「サービスの開発」も減税対象とする方針を固めた。

具体的には、データ収集や分析などを通じた新たな販売方法やサービスを設計したものを対象とする方向。経産省ではセンサーで集めた情報を農業や医療、金融などに役立てるサービス開発を想定している。

減税方法も見直す方針。現行の制度は研究開発費の8~10%を法人税から差し引く「総額型」や研究開発費の増加額を最大で30%差し引く「増加型」がある。来年度の税制改正では、研究開発費を大きく増やす企業は、現行制度より減税率が上がり、減らす企業は低くする。研究開発税制全体で改正前後の税収を変えない税制中立的にする予定。



審 決 紹 介

本願商標「風景のある家」は、商標法第3条第1項第6号には該当しない、と判断された事例(不服2016-9212号、平成28年9月6日審決、審決公報第202号)

1 本願商標

本願商標は、「風景のある家」の文字を標準文字で表してなり、第42類「建築物の設計、測量、機械・装置若しくは器具(これらの部品を含む。)(又はこれらの機械等により構成される設備の設計、デザインの考案、電子計算機用プログラムの設計・作成又は保守、建築又は都市計画に関する研究、公害の防止に関する試験又は研究、電気に関する試験又は研究、土木に関する試験又は研究、電子計算機の貸与、電子計算機用プログラムの提供)」を指定役務として、平成27年7月21日に登録出願されたものである。

2 原査定に拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、「風景のある家」の文字を標準文字で表してなるところ、インターネット情報によれば、建築物の設計等を行う業界において、「良い風景(景色)が見える家」等が「風景のある家」と称され、紹介されている。そうすると、本願商標をその指定役務中の『建築物の設計、測量、デザインの考案』に使用しても、需要者は顧客の吸引、販売促進等のためのキャッチフレーズを表示したものと理解するにとどまり、何人かの業務に係る役務であるかを認識することができない商標であるというのが相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、「風景のある家」の文字からなるところ、その構成中の「風景」の文字が「けしき、風光、」等の意味を有する(広辞苑第六版)としても、その構成文字の全体からは、漠然とした「風景を有する家」ほどの意味合いを理解させるものであって、これが特定の意味合いを有する語句として理解されるものとはいえないものである。

また、当審において職権をもつて調査したが、本願の指定役務を取り扱う業界において、「風景のある家」の文字が、設計対象である住宅の説明において記述的に用いられているなど、いくつかのウェブサイトで使用されている例はあるものの、その数は少なく、その使用例をみても、必ずしも、原審において説示したような「良い風景(景色)が見える家」の意味合いを表す語として常に使用されている事情があるということもできないものであって、かつ、役務の提供促進のためのキャッチフレーズとして、取引上普通に使用されている事実を発見することはできなかった。

そうすると、本願商標は、「良い風景(景色)が見える家」の意味合いを直ちに認識させるものとはいえない難いものであって、顧客の吸引、役務の提供促進等のためのキャッチフレーズの一つと理解させるものといえない。

して見れば、本願商標は、その指定役務について使用しても、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものであり、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標とはいえないものである。

したがって、本願商標が、商標法第3条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。
その他、本願について拒絶の理由を発見しない。
よって、結論のとおり審決する。

本願商標(別掲)は、商標法第3条第1項第5号には 別掲(本願商標) 該当しない、と判断された事例(不服2016-4241号、平成28年9月1日審決、審決公報第202号)

555

1 本願商標

本願商標は、別掲のとおり構成からなり、第34類「紙巻たばこ、たばこ、たばこ製品、ライター、マッチ、喫煙用具」を指定商品とし、2014年(平成26年)3月20日にアルジェリアにおいてした商標登録出願に基づきパリ条約第4条による優先権を主張して、同年9月22日に登録出願されたものである。

そして、その指定商品については、審判請求と同時に提出された平成28年3月18日付け手続補正書により補正された結果、第34類「たばこ」となったものである。

2 原査定における拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、多少デザイン化されているものの、3桁のアラビア数字「555」のみからなるものであって、数字の表示態様の一類型にとどまり、それ以上に何らの意味合いを看取させるものでなく、また、全体として特定の観念を看取させるものといえない。そうすると、本願商標は、商品の品番・等級等を表示するための符号・記号として類型的に採択、使用されるなど、さわめて簡単で、ありふれて使用される数字3文字を、普通に使用される域を脱しない程度に表してなるにすぎないものであるから、これをその指定商品について使用しても、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないというのが相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第5号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、別掲のとおり、上部横線を右先端に向けて細くなる三角形状に、下部曲線の右湾曲部を三日月状に、その左先端を円のようにそれぞれ厚みを持たせ、その他の線を細くデザインした書体で描いた「5」の数字を、狭い間隔で3つ並べて「555」とまともに一体的に表してなるものである。

そして、当審における調査によれば、本願の指定商品「たばこ」を取り扱う業界において、上記のようにデザイン化された書体からなる3桁の数字が、商品の品番・等級等を表示するための符号・記号として類型的に使用されている実情を見いだせない一方で、複数の商品について、3桁の数字からなる標章が商品の出所識別標識として採択、使用されている実情が見受けられる。

そうすると、本願商標は、デザイン化された同じ数字を3つ並べたことにより、視覚上、看者に強い印象を与えることも相まって、その指定商品との関係において、商品の品番、等級等を表示するための符号又は記号と認識されるものとはいえないから、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標とはいえず、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第5号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。
よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和32年	商標登録第 501461号～第 503170号
〃 42年	〃 第 741506号～第 744600号
〃 52年	〃 第1266610号～第1272975号
〃 62年	〃 第1950916号～第1958730号
平成9年	〃 第2721118号～第2721936号
平成9年	〃 第3299054号～第3318107号
平成9年	〃 第4000091号～第4006510号
平成19年	〃 第5044881号～第5050510号

各年の5月1日～5月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとされており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成26年1月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは12月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料(第1年分から第10年分)の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
28年9月分	30,677	12,427
前 年 比	97%	104%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm